

学生寮給食業務委託仕様書

- 1 場所 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112
福島県立テクノアカデミー浜学生寮内食堂
- 2 委託期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 3 委託内容
 - (1) 献立の作成
 - ア 献立の作成に当たっては対象年齢を18歳～20歳とし、食事摂取基準に基づき適正な栄養管理を行うこと。
 - イ 各食事の副食数、質、量は、食材費を有効に活用し、提案メニューに沿って適切なものとする。
 - ウ 献立の作成は、定期的に寮生の希望を聞き、甲と協議し対応すること。
 - エ 献立表には、塩分、カロリー、カルシウム、蛋白質及び脂質の摂取量を表示すること。
 - オ 食物アレルギーを持つ寮生への献立については、甲、乙協議の上、食事提供の可否を決定する。
 - (2) 給食材料の発注
 - (3) 給食材料の検収
 - (4) 調理・盛付・配膳・下膳
 - (5) 食器洗浄・消毒保管
 - (6) 厨房内清掃
 - (7) グリーストラップの清掃
- 4 給食日「令和2年度学生寮食事予定表」のとおり。計203日
- 5 食事提供単価

朝食	380円
昼食	380円
夕食	530円
- 6 寮生の給食費支払
寮生の給食費は、1か月分をまとめて福島県立テクノアカデミー浜寮保護者会が支払う。ただし、寮生に欠員が生じた場合には、欠員分の給食費は支払わない。
- 7 欠食時の返金
乙は、寮則の規程（欠食について）どおり欠食届を受理したときは、食事提供単価の1/2を返金すること。
- 8 寮の欠員
寮定員30名に変更が生じた場合であっても、委託料は変更しないものとする。
- 9 給食時間

朝食	7:30～	8:20
昼食	12:15～	13:00
夕食	17:30～	18:30

10 経費の負担

学校（甲）の負担	業者（乙）の負担
1 厨房の施設及び調理設備の維持、補修 （食堂・給食事務室・厨房の空調設備 ・給排水設備等）	1 給食従業員の人件費
2 厨房設備の保管管理費	2 給食材料費
3 光熱水費	3 業務に要する消耗品
4 什器、備品の購入及び補充	4 事務用品費
5 害虫消毒費	5 従業員の保健衛生費及び被服費
6 ゴミ処理費	6 法定福利厚生費及び法定外福利厚生費
7 業者負担以外の経費	7 営業経費
	8 業務に関する通信費
	9 保険料

11 寮生定員 30名（令和2年度入寮者25名（予定））

職員数 27名（予定）

学生定員 140名（令和2年度学生数100名（予定））

12 給食従事者

栄養士及び調理師の配置は関係法令に基づくこと。

13 食品の安全管理

給食の提供に当たっては、食品衛生法その他関係法令を遵守し、適切な安全管理を行うこと。

14 食券の販売

（1）寮生以外の者に食事を提供する場合は、食券により行う。

（2）食券は10枚綴りとし、1枚から販売する。

（3）通学生が補習等で夕食が必要となった場合は、甲、乙協議の上、食事提供の可否を決定する。

（4）アパート等に住む学生が、年間を通して朝食、昼食、夕食を希望する場合は、甲、乙協議の上、食事提供の可否を決定する。

（5）昼の食数が継続的に100を超えるときは、健康増進法の特定給食施設に該当するため、報告書等適正に対応すること。

（6）契約期間満了等で使用できなくなる食券は、精算し購入者に返金する。

15 アンケート調査

（1）目的

寮生の給食に関する意見を定期的に調査し、調査結果から必要な事項を給食に反映させることにより、適正な栄養管理と安全で良質な給食提供を行うことを目的とする。

(2) 内容及び実施時期

所定の実施時期に寮生に対しアンケート調査を行い、集計結果を提出すること。
アンケートの内容及び実施時期については、甲、乙協議の上決定すること。

アンケートの結果、改善の必要がある場合、または甲が改善を申し入れた場合はすみやかに対策を講じること。

16 給食委員会

(1) 目的

寮生の代表、委託業者、テクノアカデミー浜職員で給食内容等について協議し、相互の共通認識を図ることにより、寮生への適正な栄養管理と安全で良質な給食提供を行うことを目的とする。

(2) 構成

委託企画担当者、副校長、寮担当職員、寮生代表、その他校長が必要と認める者。

(3) 内容

ア アンケート結果等を基に、給食の栄養、質、衛生状況等について検討する。

イ 委員会で給食の栄養、質に改善の必要性が生じたときは、委員会から業務委託業者に文書、もしくは口頭で改善点を通知する。

(4) 時期

年1回、アンケート結果集計後すみやかに実施する。

なお、上記の実施時期以外に校長が特に必要と認めた場合は、随時実施することができる。

17 報告

(1) 写真記録

乙は、毎食を写真記録し、その記録を甲に毎月提出すること。

(2) 衛生管理状況の報告

乙は、「3 委託内容」に定める各種清掃状況並びに「13 食品の安全管理」に定める安全管理状況について、甲に毎月報告すること。